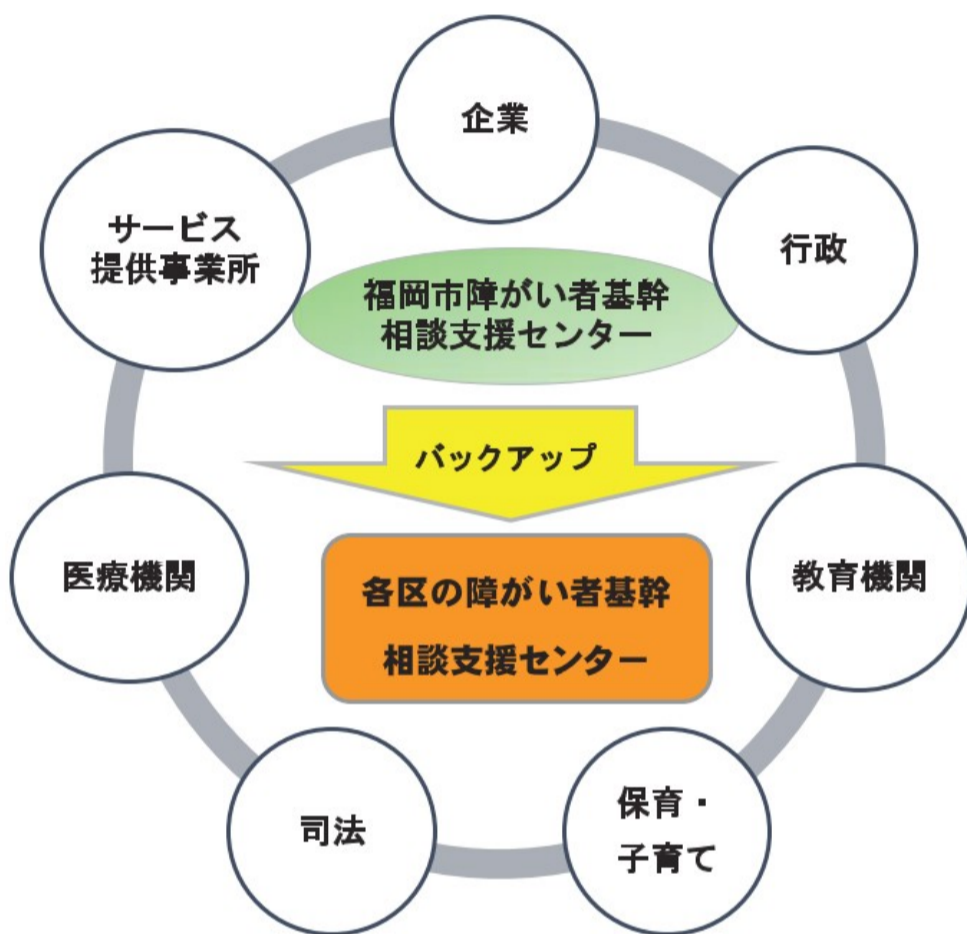


＜特集1＞ 福岡市障がい者基幹相談支援センター

福岡市障がい者基幹相談支援センターとは？

福岡市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、主に区の障がい者基幹相談支援センターや相談支援事業所、関係機関と連携し、地域における相談支援のバックアップを行います。また、センターには、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進するための障がい者虐待防止センターの機能も備えています。



主な業務

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援の人材育成
- ② 福岡市の相談支援体制の強化
- ③ 地域移行・地域定着の促進の取組
- ④ 養護者による障がい者虐待通報の受付、障がい者虐待の防止に関する相談、助言
- ⑤ 障がい者虐待に関する広報、啓発
- ⑥ 区障がい者基幹相談支援センター等のネットワーク構築の支援
- ⑦ ライフステージを通じた支援体制の構築
- ⑧ 福岡市内のグループホームに関する情報の集約
- ⑨ 福岡市障がい者等地域生活支援協議会の事務局の一部実施
- ⑩ その他、相談支援の充実に関する業務

センターが実施している研修の紹介

区基幹相談支援センターコーディネーター研修

各区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターを対象に、相談対応能力の向上や障がいの理解を深めることを目的として実施しています。

ホームヘルプスキルアップ研修

居宅介護事業所のホームヘルパーを対象に、障害者総合支援法におけるサービスの質の確保を図ることを目的とし、実施しています。

難病患者等ホームヘルパー養成研修

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技術を有するホームヘルパーの養成を図る目的として実施しています。

その他にも

- * 相談支援従事者現任研修
 - * 行政向け虐待防止研修
 - * 基幹相談支援センター向け虐待防止研修
- など、様々な研修を実施しています。